

議案第 1 1 号

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年佐野市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 2 6 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い食事の提供の特例に係る要件を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 1 1 号参考資料

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) (保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) (保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。